

JICA 環境社会配慮助言委員会 第 52 回全体会合
2014 年 10 月 6 日 (月) 14:30 ~ 17:30
JICA 本部 1 階 113 会議室
議事次第

1. 開会

2. 案件説明 (検討状況に係る報告)

- (1) ベトナム国フーコック島上水道整備事業 (有償資金協力 (E/S))

3. 案件概要説明 (ワーキンググループ対象案件)

- (1) カメルーン共和国バチエンガ-レナ間道路整備事業 (有償資金協力) 環境レビュー (11 月 10 日 (月))

4. 上記案件および WG スケジュール確認 (別紙 1 参照)

- (1) フィリピン国ミンダナオ島南部地域回廊補修事業 (協力準備調査 (有償)) ドラフトファイナルレポート (10 月 24 日 (金))

5. ワーキンググループ会合報告および助言文書確定

- (1) ナイジェリア国送電網強化事業 (協力準備調査 (有償)) スコーピング案 (9 月 1 日 (月))
(2) ケニア国第二次オルカリア地熱発電事業 (協力準備調査 (有償)) スコーピング案 (9 月 19 日 (金))
(3) ネパール国スルヤビナヤック-ドゥリケル道路改修計画 (協力準備調査 (無償)) スコーピング案 (9 月 19 日 (金))
(4) インド国レンガリ灌漑事業フェーズ 2 (有償資金協力) 環境レビュー (9 月 29 日 (月))

6. ガイドライン運用面の見直し

- (1) ガイドライン運用面の見直し WG 報告 (第 1 回、第 2 回、第 3 回)

7. その他

8. 今後の会合スケジュール確認他

- ・次回全体会合 (第 53 回): 11 月 7 日 (金) 14:30 から (於: JICA 本部)

9. 閉会

以上

第52回助言委員会全体会合

ベトナム国
フーコック島上水道整備事業(E/S)

平成26年10月6日
独立行政法人国際協力機構
東南アジア・大洋州部

目次

1. 経緯
2. 事業背景
3. 事業概要
4. 環境社会配慮に係る検討状況
5. 今後のスケジュール

1. 経緯

■ 2011年9月

- 「キエンザン省フーコック島水インフラ総合開発事業準備調査 (PPPインフラ事業)」開始
上下水システムを対象

■ 2011年12月

- 上記に係る助言委員会開催 (スコーピング案)

■ 2013年7月

- 上記調査終了

■ 2014年9月

- 上記事業の上水コンポーネントに対する円借款検討開始

2. 事業背景

■ フーコック島の概要

- カンボジアとの国境から約15km南に位置する人口10万人、島の西側に約20kmに渡って続く白浜のビーチ、森林等の自然が残る島
- ベトナム政府の社会経済開発5ヶ年計画(2006-2010年)において、観光開発の最重要地域として指定。
- 2012年12月ベトナムで4番目の新国際空港が開港。
- 2009年に22万人だった観光客数が、2013年には62万人に急増。



2. 事業背景

■ フーコック島の課題

- 上水道等の都市インフラについては、島の開発・観光客の急増に追いついていない。
- フーコック島西部において、2020年の水需要は34,000m³/日になると予測されている一方、現在実施されている世界銀行による既存浄水場の拡張が完成しても、供給量は16,500m³/日に留まる。
- 特に、島西部中央から北部にかけての地域に位置するCua Can地域(本事業対象地域)では大規模なホテルおよびリゾート開発が進んでおり、水需要の大幅な増加が予想されている一方、この地域に既存の水道システムはない。



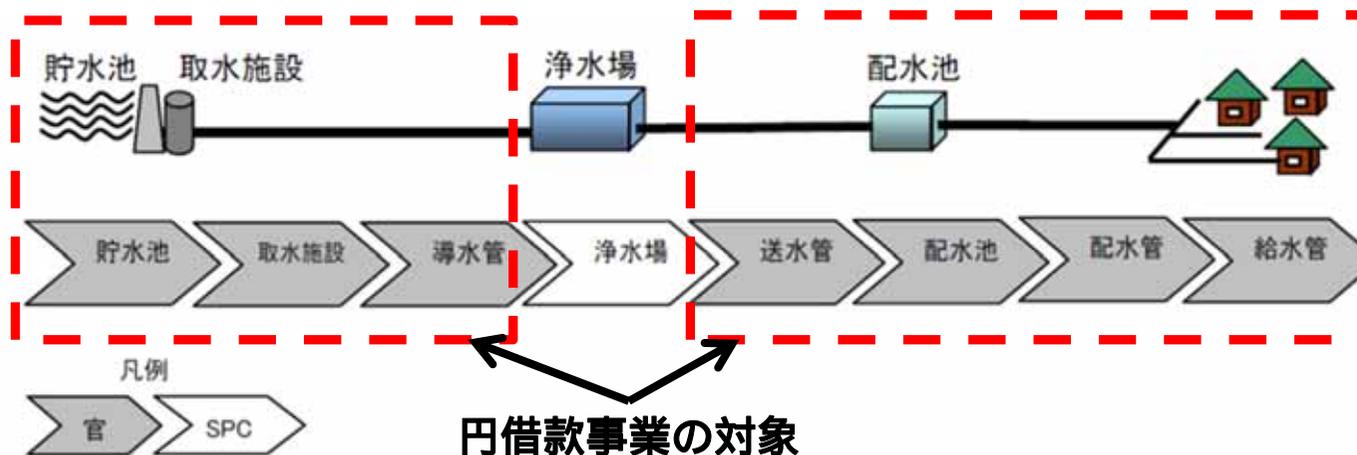
3. 事業概要

事業目的

フーコック島において上水道システムを整備することにより、同島における安定的な水供給を図り、もって同島の生活環境の改善、持続可能な発展に寄与するもの。

事業の概要

貯水池、取水施設、配水池、送配水管、**浄水場** 浄水場は民間投資事業として整備予定



今次借款の概要

上記事業(浄水場以外)のエンジニアリング・サービス(詳細設計等)を対象とする。

3. 事業概要

■ 貯水池

- 15,000,000m³
- 180ha
- 事業対象地は
国立公園には含まれない。



■ 配水池

- 4,000m³
- 0.2ha

■ 配水管

- 40km



4 . 環境社会配慮に係る検討状況

- カテゴリ分類 : A
- 適用ガイドライン : 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2010年4月公布)
- カテゴリ分類の根拠 : 本事業は上記ガイドラインに掲げる貯水池セクターに該当するため。
- 環境社会配慮については、本E/S借款において調査が実施され、EIA報告書及び住民移転計画が作成される予定。

5. 今後のスケジュール

年		2014	2015	2016	2017
E/S事業 (今次報告対象)	助言委員会 全体会合 (E/S)	★			
	審査	■			
	E/N、L/A		★		
	コンサルタント選定		■		
	詳細設計			■	
	入札補助				■
	EIA報告書作成			■	
	住民移転計画作成			■	
本体事業	助言委員会 WG (環境レビュー)			★	
	審査			★	
	E/N、L/A				★

カメルーン共和国

バチエンガ・レナ道路整備事業

2014年10月6日

アフリカ部

アフリカ第四課

内容

1. カメルーンの概況と協力の方向性
2. 事業目的
3. 事業概要
4. 事業対象地域図(広域)
5. 事業対象地域図(詳細)
6. 環境レビュー方針の概要
7. 審査スケジュール

1. カメルーンの概況と協力の方向性

基礎情報

- 人口(2012): 約2,050万人
- GDP成長率(2013): 5.5%
- 一人当たりGNI(2013): 1,270ドル
- GDP構成比(2011): 第1次産業(21.4%)、第2次産業(23.7%)、第3次産業(37.5%)
- 政治・経済状況は比較的安定し、地域最大の貿易港ドゥアラ港は内陸国への物流の要であり、地域に裨益するインフラ整備
- 天然資源に恵まれ、農業に適した土地ながら経済成長は低迷。貧困問題解決につながる人的開発、産業・農業振興
- インフラの未整備やガバナンスの悪さといった構造的な問題により、2012年までの経済成長は小規模。その後石油・天然ガスの産出及び巨大インフラ事業の投資により改善し、2013年の経済成長率は5.5%、同傾向は今後5年以上持続するとみられる。
- 貧困率(2007): 39.9%
- 主要産業(2009): 農業、鉱業
- 道路舗装率(2014): 17% (旅客貨物の約85%が道路輸送に依存)
- 運輸セクターGDP: 15%

開発計画及びJICAの支援



JICAの協力実績

有償・無償はE/Nベース、技協は年度予算 単位: 億円

年度	円借款	無償資金協力	技術協力	合計
2008年	45.40	11.40	3.22	60.02
2009年	-	20.24	3.11	23.35
2010年	29.39	0.18	4.36	33.93
2011年	-	10.90	7.49	18.39
2012年	-	15.93	5.82	21.75
累計	170.67	262.12	61.03	494.72

カメルーン政府の方針:

「成長と雇用のための戦略文書」(2009)に基づく経済成長。「道路マスタープラン」(2004年)「運輸セクター戦略」(2009年)において、2025年までに道路舗装率を34%まで拡大する計画(2014年現在17%)。

チャド、中央アフリカ、ガボン、コンゴ共和国、赤道ギニア等周辺国への国際回廊整備計画を重点計画とする。

我が国の方針:

「国別援助方針」(2012年12月)に基づき、教育、中小企業振興等を中心とする**経済開発**、農業・農村開発に重点を置く他、**広域の観点から経済インフラ整備**を行うことに留意。

「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ(EPISA for Africa)」の支援方針において、「**経済・社会インフラ整備**」、「**貿易・直接投資促進**」を重点分野に位置付けている。

2. 事業目的

✓ カメルーン国内経済開発及び地域格差の是正

- 従来、南北の物流は、治安が不安定な隣接国(東側:中央アフリカ、西側:ナイジェリア北東部)国境に近接する迂回路の使用を余儀なくされていたが、南北を直結する道路の整備により、安全かつ経済的な人の移動及び物流が実現される。
- 農業ポテンシャルの高い中部州・アダマウア州と消費地である首都ヤウンデを繋ぐことにより、カメルーン国内の経済開発につながる
- 貧しい北部地域の経済開発に貢献し、南北の格差是正に寄与する

✓ 中部アフリカにおける広域的な経済開発と地域の安定への寄与

- ドゥアラ港を擁するカメルーンと政情不安が続く内陸国(中央アフリカ、チャド等)間の物流促進を通じて、域内の経済発展及び地域の安定化に寄与する

□ 「バメンダーマムフェーエコック間及びマフムーアバカリキーエヌグ間道路交通促進事業(2009年3月LA調印AfDB協調融資)」と並行し、基幹道路整備を行うことにより、人・物資の国内移動を促進する

□ カメルーン国作成の「道路マスタープラン(2004年)」及び「運輸セクター戦略(2009)」にて、本事業は他国へ接続する国際回廊整備と並んで、優先プロジェクトに位置付けられる

3 . 事業概要

- ✓ 事業内容:カメルーン共和国中央州のバチェンガからレナ間を結ぶ道路
263.6kmのうちマンキンからヨコまでの82.1km区間において、既存未舗装道路
の舗装及び片側1車線(2車線)道路への一部拡幅を実施するもの。
- ✓ アフリカ開発銀行とのジョイント協調融資案件(ACFA)
- ✓ 実施機関:公共事業省(MINTP)
- ✓ 円借款対象:土木工事
- ✓ スケジュール:2019年の事業完成・供用開始
- ✓ 協力準備調査:実施せず。MINTPにおいてF/Sを作成(2012年11月に完成)。

4. 事業対象地域図(広域)



5. 事業対象地域図(詳細)



6. 環境レビュー方針の概要 (1 / 2)

項目	確認済み事項(*)	要確認事項
適用ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> 「JICA環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし。
カテゴリ分類、分類根拠	<ul style="list-style-type: none"> 影響を及ぼしやすい特性に該当するためカテゴリAに分類。 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし。
環境許認可	<ul style="list-style-type: none"> ESIA報告書は、2014年4月23日に環境自然保護省にて承認済み。 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし。
汚染対策	<ul style="list-style-type: none"> 工事中の大気汚染、騒音、水質汚濁等については、ほこりの緩和策、運搬車両の速度制限、土壌流出対応策により、影響の程度を最小限とする見込み。 供用後の水質汚濁は土壌流出対応策や土砂崩壊対応策等の対応が取られる予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 緩和策の詳細(予算、実施体制を含む)等について確認する。

*ESIA報告書、RAP報告書案に基づく

6. 環境レビュー方針の概要 (2 / 2)

項目	確認済み事項(*)	要確認事項
自然環境面	<ul style="list-style-type: none"> 事業対象地域は環境省により登録されている国立公園 (Mpem et Djim National Park) 等からは約15km離れており、影響は限定的。また、一部で樹木の伐採が発生するが、可能な限り最小化し、供用後に植林等の緩和策が実施される予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 緩和策の詳細 (予算・実施体制等を含む) について確認する。
社会環境面	<ul style="list-style-type: none"> 被影響人数: 1872人 (うち768人の非自発的住民移転が発生) 被影響構造物: 13のコミュニティ構造物 (学校、市場等が移転対象)、2の文化的構造物 (墓、神聖な場所が移転対象) 土地、構造物、作物等への再取得価格による補償 2度ステークホルダー協議を開催 	<ul style="list-style-type: none"> 住民移転計画の内容を再度確認する。
その他・モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 大気質、水質汚濁、騒音・振動等について実施機関によりモニタリングが実施される見込み。 	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング項目・頻度・方法・実施体制の詳細について確認する。

7. 審査スケジュール

年度	2014				2015			
月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
審査				▲ 審査			▲ L/A	
助言委員会		▲ 全体会合 (案件概要説明)	▲ WG (助言案検討)	▲ 全体会合 (助言確定)			▲ L/A	
環境社会 配慮文書(ESIA)			▲ ESIA公開	←-----→ 120日以上公開				

環境社会配慮ガイドライン 運用面の見直し
第1回ワーキンググループ結果（案）

2014年9月5日
国際協力機構審査部

1. 不可分一体の事業

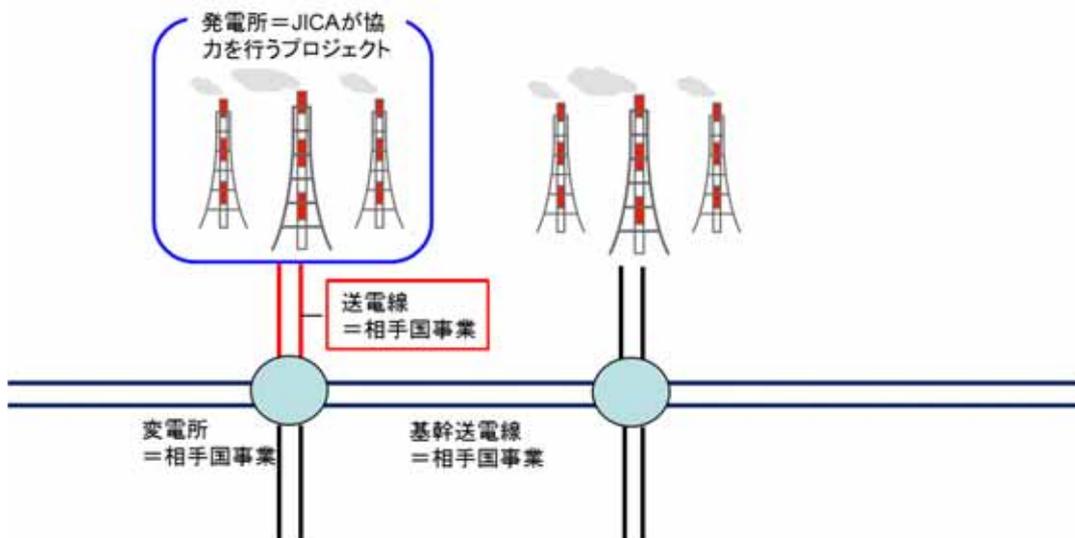
1. 1 「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集（FAQ）」回答

問. 「不可分一体の事業」とはどのようなものですか？

答. JICA では、国際金融公社（IFC）Performance Standard 1 の定義*に準拠し、JICA が協力を行わない関連事業のうち、①仮に JICA が協力を行う対象の事業がなければ、その関連事業は建設、あるいは、拡張されることはなく、かつ、②その関連事業がない場合には、JICA が協力を行う対象の事業は実行の可能性がない、と考えられる事業を「不可分一体の事業」と定義しています。

例えば、図1では、赤色の送電線部分が、JICA が協力を行う対象の事業（発電所）と不可分一体の事業である可能性があります。

図1. 「不可分一体の事業」の例



不可分一体事業について、JICA は、合理的な範囲で、想定される環境社会影響に応じた適切な環境社会配慮文書（住民移転計画、環境アセスメント報告書等）が JICA 環境社会配慮ガイドラインに沿って作成されていることを確認し、そして必要に応じ相手国等に申し入れを行います。

* : IFC Performance Standard 1 の原文

8. Where the project involves specifically identified physical elements, aspects, and facilities that are likely to generate impacts, environmental and social risks and impacts will be identified in the context of the project's area of

influence. This area of influence encompasses, as appropriate:

．．．（略）．．．

Associated facilities, which are facilities that are not funded as part of the project and that would not have been constructed or expanded if the project did not exist and without which the project would not be viable.

1. 2 第1回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- 「合理的な範囲」の運用については、今後具体的な事例を積み重ねて明確にしていく必要がある。
- 不可分一体の事業の対応において、不可分一体事業の「適切な環境社会配慮文書」の基準として、JICA 環境社会配慮ガイドラインに沿っていることを確認する意味である点を明記すべき。
- JICA が「調査・検討すべき影響」として「不可分一体の事業」が JICA 環境社会配慮ガイドラインに明記されているものの、JICA が協力を行わない不可分一体の事業の影響を調査・検討の対象とするのはやや難しいという印象。
- 「不可分一体の事業」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。
- 多様な「不可分一体の事業」のケースがあることを伝えることが必要なので、今後随時、FAQ において多様なケースを紹介していくこと。

2. 派生的・二次的な影響

2. 1 「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集 (FAQ)」 回答

問. 「派生的・二次的な影響」とはどのようなものですか？

答. JICA では、国際金融公社 (IFC) の Performance Standard 1*を参考に、「JICA が協力を行う対象の事業に起因する、計画されていないが予測可能な開発により、将来もしくは異なる場所で発生する影響」を派生的・二次的影響の目安としています。例えば、生物多様性、もしくは被影響コミュニティが生計手段として依存している生態系サービスにプロジェクトが与える間接的な影響などは派生的・二次的影響として考察されるべきものです。

これら影響の可能性がある場合には、JICA が協力を行う対象の事業において合理的と考えられる範囲内で、影響を調査・検討することとします。

* : IFC Performance Standard 1 の原文

8. Where the project involves specifically identified physical elements, aspects, and facilities that are likely to generate impacts, environmental and social risks and impacts will be identified in the context of the project's area of

influence. This area of influence encompasses, as appropriate:

．．．（略）．．．

(ii) impacts from unplanned but predictable developments caused by the project that may occur later or at a different location; or (iii) indirect project impacts on biodiversity or on ecosystem services upon which Affected Communities' livelihoods are dependent.

2. 2 第1回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- 「合理的な範囲」の運用については、今後具体的な事例を積み重ねて明確にしていく必要がある。
- IFCのPSにおける、“(ii) impacts from unplanned but predictable developments caused by the project that may occur later or at a different location; or (iii) indirect project impacts on biodiversity or on ecosystem services upon which Affected Communities' livelihoods are dependent.”の (iii) について、生態系への影響のみが議論されており、社会面への影響について考慮されていない印象を受ける。(ii) において社会面も考慮することが想定されているのであれば、誤解を招かないようにするため、(iii) は削除すべき。
- 「派生的・二次的な影響」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。
- 「派生的・二次的な影響」の有無及び内容について、全体会合における案件概要説明等の機会を用いて、早い段階で説明するべき。

3. 累積的影響

3. 1 「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集 (FAQ)」回答

問. 「累積的影響」とはどのようなものですか？

答. JICA では、国際金融公社 (IFC) の Performance Standard 1*を参考に、「リスク及び影響を特定するプロセスが実施される時点 (例えばスコーピング時点) で起こっている、もしくは具体的に計画されている開発、その他合理的に認知しうる開発行為が要因となって、JICA が協力を行う対象の事業により直接的に影響を受ける地域や資源に生じる追加的な影響の累積」を累積的影響の目安としています。

例えば、道路事業において、道路周辺への将来の住宅や商業施設の集積が環境に与える累積的な影響について配慮を求めた事例があります。

これら影響の可能性がある場合には、JICA が協力を行う対象の事業において合

理的と考えられる範囲内で、影響を調査・検討することとします。

* : IFC Performance Standard 1 の原文

8. Where the project involves specifically identified physical elements, aspects, and facilities that are likely to generate impacts, environmental and social risks and impacts will be identified in the context of the project's area of influence. This area of influence encompasses, as appropriate:

．．．（略）．．．

Cumulative impacts that result from the incremental impact, on areas or resources used or directly impacted by the project, from other existing, planned or reasonably defined developments at the time the risks and impacts identification process is conducted.

3. 2 第1回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- 「合理的な範囲」運用については、今後具体的な事例を積み重ねて明確にしていく必要がある。
- 「累積的影響」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。
- 「累積的影響」については国際的にも様々な議論がなされており、急いで定義や責任範囲を定める必要はなく、国際動向を見て判断すべき。
- 「累積的影響」の有無及び内容について、全体会合における案件概要説明等の機会を用いて、早い段階で説明するべき。
- 「累積的影響」については、「個人の活動」による影響も含むものであると考えるべき。

以上

環境社会配慮ガイドライン運用面の見直し

第3回ワーキンググループ結果

2014年10月6日

国際協力機構審査部

「PPP F/S等案件の実現可能性や調査の熟度が高くない案件についての環境社会確認方法について」

1. 「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集（FAQ）」回答

問. 協力準備調査（PPP インフラ事業）および中小企業海外展開支援事業は、JICA 環境社会配慮ガイドラインが適用されるのですか。

答. 協力準備調査（PPP インフラ事業）、中小企業海外展開支援事業（案件化調査、普及・実証事業）は、JICA 環境社会配慮ガイドライン適用対象となります。

なお、協力準備調査（PPP インフラ事業）、中小企業海外展開支援事業（中小企業連携促進基礎調査、案件化調査、普及・実証事業）については、以下 HP をご参照ください。

協力準備調査(PPP インフラ事業): http://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/ppp/index.html

中小企業連携促進基礎調査: http://www.jica.go.jp/sme_support/activities/fs.html

案件化調査: http://www.jica.go.jp/sme_support/activities/itaku.html

普及・実証事業: http://www.jica.go.jp/sme_support/activities/teian.html

2. 第3回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- 協力準備調査（PPP インフラ事業）と中小企業海外展開支援事業について、その内容を明らかにした上で別途ガイドラインとの関係をわかり易く整理すること。
- その際、特に「中小企業連携促進基礎調査」については、情報収集が主な目的であることから、実際上は、ガイドライン適用の対象外になること、また、「案件化調査」「普及・実証事業」については環境や社会に重大で望ましくない影響を及ぼす案件(カテゴリ A 案件)は実施しないことを明らかな示すこと。

以上